

Q7

外国送金を依頼する際に、当局宛ての届出等が必要になる場合があるそうですが、どのような場合に必要となりますか。

A7

外為法(外国為替及び外国貿易法)上、貿易代金決済以外の目的で3,000万円相当額を超える送金及び送金の受領を行う場合は、日本銀行宛てに「支払または支払の受領に関する報告書」の提出が必要です。日本銀行に事前に申し込んだ上でオンラインで直接申告することができますが、それ以外の場合は報告書を作成の上、金融機関に提出する必要があります。(金融機関から日本銀行経由で財務大臣宛てに提出されます)。北朝鮮向けについては、300万円相当額を超える支払を行った場合に提出が必要です(平成23年7月現在)。

海外での法人設立出資金等、各種の資本取引のうち金額が1億円相当額を超えるものについては、「支払または支払の受領に関する報告書」に加えて、取引の種類に応じた事後報告が必要となります。また、これらの対外直接投資のうち、漁業、皮革製品製造業、武器関連の製造業にかかるものは、審査付事前届出が必要となります。

また、貿易に関しては、外為法等により経済産業大臣や財務大臣の許可・承認・割当等が必要な場合もあります。一部の魚介類や化学物質、麻薬や武器の関連財の輸入、経済制裁対象国との取引等がこれに該当します。いずれの場合も法令により詳細な手続きが明定されていますので、経済産業省、財務省等のホームページや、外国送金を依頼する金融機関で事前に確認されることをお勧めします。